

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業

なにわ・大阪文化遺産学叢書13

神社を中心とする村落生活調査報告 (三)

大阪府 — 大阪府 堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡 — 兵庫県



関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

〈兵庫県の質問項目書式〉

格社	氏子	神職
社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏子区域（大字単位） 2. 氏子の全戸数 3. 昔は氏子となる資格に制限がありましたか 4. 婿に來たものはどうして氏子になりますか 5. 若衆入の行事がありますか、その際いかなることが行はれますか 6. 年齢による氏子の階級がありますか（例へばおとな、中老、若衆等） 7. 其の他氏子について特殊なことを記して下さい 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 古來世襲ですか 何時迄世襲でしたか 2. 一年神主、年番神主、輪番神主（一年交代）の習慣がありますか、それはいかなる方法で定められますか、又いかなる行為をしますか、又いかなる注意を守らなければなりませんか 3. 以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか
神社	区域戸数は古今に大相違がありますか	
所在		
兵庫縣		
郡		
村大字		
字		
神職名		
報告者		

〈本書内の質問項目〉

社格 神社名
所在（現在の市区町村）
神職名・報告者

【神職】

- 1 [世襲]
- 2 [一年神主]
- 3 [収入]

【氏子】

- 1 [氏子区域]
- 2 [氏子の戸数]
- 3 [氏子の資格]
- 4 [婿入り]
- 5 [若衆の行事]
- 6 [氏子内の階級]
- 7 [その他]

祭	禮	宮	座
1. 主なる祭の名稱と時日 2. 田植祭（御田）がありますか 3. 特殊な神饌が用ひられますか 4. 祭の當屋はどうしてきめられますか 5. 當屋の任務 6. 當屋交代の時期方法 7. 特殊神事の名稱とその次第 8. この村で藁の蛇を作つて祭ることがありますか（或は繩掛神事） 9. 大きな火を燃すことがありますか	1. 宮座がありますか その名稱 座の建物がありますか 座人の資格 座衆の人員（各座毎に記すこと） 座入の儀式がありますか 座人の組織階級 宮座衆の内には如何なる姓が多く有りますか 座が開かれる時期 宮座としての行事 座の財政	2. 座の文書記録がありますか（明治以後のものでも結構です） 3. 座はなくとも類似の組織がありますか（例へば宮仲間、當仲間、何々講或はおとな、五人衆、十人衆など） 4. 今は亡びても以前座がありましたか	注意 ◎余白のあるかぎりなるべく詳しく記入して下さい ◎氏子のない場合は崇敬者について調べて下さい ◎この紙に書けないときは別の紙に書いて下さい

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]
- 2 [田植祭]
- 3 [特殊神饌]
- 4 [當屋の決定]
- 5 [當屋の任務]
- 6 [當屋の交代]
- 7 [特殊神事]
- 8 [藁蛇の神事]
- 9 [火焚の神事]

【宮 座】

- 1 [宮座の有無]
 [座の建物]
- 2 [座人の資格]
- 3 [座衆の人員]
- 4 [座入の儀式]
- [組織階級]
- [宮座衆の姓]
- [座を開く時期]
- [宮座の行事]
- [座の財産]
- 2 [文書記録]
- 3 [類似の組織]
- 4 [解体した座]

凡例

一、本書は津田秀夫文庫（大阪市史編纂所蔵）の『神社を中心とする村落生活調査報告』大阪府の四分冊から、「堺市・岸和田市・泉北郡・泉南郡」の一冊および、兵庫県Ⅰ・Ⅱの二冊を翻刻したものである。資料は、あらかじめ質問が印刷された用紙に回答を記入する形式になっているが、回答部分の翻刻では、質問文は省略し、前ページの各質問項目の下に記した「」内の語句で表した。

一、大阪府の資料は、すべての項目の回答部分を翻刻した。兵庫県Ⅰ・Ⅱは、紙幅の関係上、宮座や祭りに直接関係する内容の記事に限定した。そのため、「氏子」は氏子区域の項目と、「祭礼」「宮座」の項目は全文、その他の「神職」「氏子」の項目は、宮座や祭りに関わる記述がある場合のみ翻刻した。なお、「祭礼」「宮座」の項目でも、記入がないものが連続する場合は、質問項目をまとめて省略している。

一、翻刻にあたって、回答部分のカタカナ表記、合字はすべてひらがな表記に改め、旧字体は原則として新字体に改めた。

例 祭禮↓祭礼、當屋↓当屋、迨↓迄、壹↓壺、貳↓弍、后↓後、ゐ↓い、を↓お、↑↓こと、氏↓とき、など
ただし、人名・地名などの固有名詞、漢数字は旧字体のまま表記した。また、次の語句は、そのままの表記とした。

例 参百、廿三日、聯合、居る、云ふ

一、神職の「禰宜」「祢宜」の表記については、すべて「禰宜」に改めた。

一、回答部分の明らかな誤字は訂正しているが、そのままの表記として（ ）を付けて補訂した箇所もある。また、適宜訓読点を補った。

一、判読不能箇所について☒とし、推読できた場合には（ ）で補訂した。

一、回答が——で抹消されているものうち、判読できたものについては、文字の左側に「マ」を付した。

一、回答で、空欄のままの箇所は、□□または、——とし、斜線が引かれた箇所は——として、「ない」「ありません」などの表記と区別した。

一、回答用紙とは別に、付箋や別紙が添えられたり、裏面にも記入があった神社があるが、冊子のものを除き、該当質問の回答部分に【付箋】、【別紙】、【裏書き】などと表記して翻刻した。なお、编者による注釈は【 】に記入した。

一、大阪府泉南郡雄信達村「男神社」、同郡の大土村「火走神社」と「春日神社」は、【別紙】が津田文庫にはなく、明治大学図書館所蔵の『宮座資料 20 大阪府泉北郡・泉南郡』の各社の部分に残っているため、同館の許可を得て該当部分を翻刻した。

一、本書には、現在の人権意識において、明らかな身分的差別表現が含まれている部分があるが、差別の歴史を科学的に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。この趣旨をよく理解して利用して頂きたい。

1 「氏子区域」

氏子区域は大字単位でありまして、二大字区域が氏子です

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 三大祭の外、夏祭、献湯祭を執行します
- 2 「田植祭」 〃 9 「火焚の神事」

【宮 座】

郷社 八幡神社 印南郡西神吉村大字宮前字宮山(加古川市)

神職名・報告者 喜多山 明

【神 職】

2 「一年神主」

何等の制度なかりしも、明治初年までは、社僧二名又は七名にて奉仕せしなり

【氏 子】

1 「氏子区域」

氏子区域は大字単位にして、八大字部落あり。現今、西神吉村、東神吉村の両村に亘れり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭、祈年祭、新嘗祭の外に、厄神祭(二月十九日)、

春祭(五月十日)、夏祭(七月十七日)、献湯祭(陰暦の五月廿三日若くは五月晦日)

4 「当屋の決定」

例祭の神幸式、即ち御神事に奉仕する頭人は、御神事当番部落より抽籤、又は其の他の方法を以て選定せしむ

5 「当屋の任務」

当屋の任務は氏子を代表し、御神事を奉仕するを責務とす

6 「当屋の交代」

氏子内各部落輪番にて、例祭二ヶ月間乃至五十日以内に於て相定む

7 「特殊神事」

明治初年までは、陰暦正月十六日の当日、追儺式鬼追ひの神事に、粥占ひの神事を行ひ来りしも、現今は中絶せり

8 「藁蛇の神事」 なし

9 「火焚の神事」

毎年二月三日か四日かの節分の夜、社頭広庭に於て、大篝火を焚くなり

【宮 座】

1 「宮座の有無」 あり。頭人と称ふ

「宮座の建物」 なし

「座人の資格」

別に条件なし。氏子を代表するものなり

「座衆の人員」

明治廿七年頃までは、大人、小人の別ありて、二人の頭人ありしが、現在は、小人吾人の頭人のみなり

「座入り儀礼」

毎年十月十六日の例祭の宵宮の当日、宮入りとして社参す。更に又、昼宮の当日は、早旦より社参し、御神事を奉仕するなり

「組織階級」

「宮座衆の姓」 なし

「座を開く時期」

例祭の御神事に、神輿御旅神社に着御の時、又神輿本宮に還御ありて、直に頭人の座席に着座するなり

「宮座の行事」

宮座の行事は、御旅神社に於て一回、本宮に於て一回づゝで行ふ。三方に餅・蜜柑・栗の三品を盛り、六台供饌に預るなり

「座の財政」

頭人頭屋の財政は、頭屋若くは当番の部落よりして負担し、支弁するなり

2 「文書記録」

御神事当輪番帳あり

3 「類似の組織」

座としては、当社能舞台の北面、即ち社頭に向ひ、頭人の座たるべき敷設せる台石式個現存せり。是れ即ち、頭人の座席として証明するものなり

4 「解体した座」

県社 生石神社 印南郡阿弥陀村大字生石字宝殿（高砂市）

神職名・報告者 社司・東 文雄

「神職」

2 「一年神主」

明治の初年迄は、神職二名奉仕していました。隔日に交代奉仕した様です

「氏子」

1 「氏子区域」

生石、魚橋、神爪、島、平津、平津東、西井口、岸、辻

「祭礼」

1 「祭の日時」

四月十二日 春祭、十月十八、九日 例祭、初申祭（旧正月申日）

2 「田植祭」 6 「当屋の交代」

7 「特殊神事」 例祭に、神輿からみ合せをなす